平成２１年（フ）第８０８４号
大阪市北区西天満６丁目５番17号
破産者　株式会社ビーカム
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８５９号
大阪市中央区道修町３丁目２番５号
破産者　株式会社マドーヌコーポレーション
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３０７号
大阪市西区靱本町２丁目２番22号ウツボパークビル302号
破産者　株式会社三惠コピー
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３７６号
大阪府枚方市春日野２丁目13番１号
破産者　株式会社サンプライス
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７０１号
大阪市中央区博労町３丁目６番14号小林ビル
破産者　泰光貿易株式会社
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３５号
最後の住所福岡県久留米市中央町31番地23
破産者　被相続人高野常藏の相続財産
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１６９号
茨城県鹿嶋市下塙1157番地
破産者　有限会社迫田工務店
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１４４４６号
埼玉県八潮市緑町４丁目24―30
破産者　長尾　慶一
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１４４号
東京都中央区日本橋浜町２丁目６番地１号
破産者　有限会社Ｓｗｅｅｔｉｕｍ
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２８号
東京都立川市栄町６丁目１番地の19　サンライズ・ベル302号
破産者　小林　洋一
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７２６号
横浜市港北区新横浜３丁目16番地10
破産者　株式会社カープラ
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第２６０号
富山県氷見市朝日丘13番29号
破産者　株式会社高木工務所
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１４４号
三重県多気郡明和町大字佐田855番地５
破産者　有限会社Ａ・Ｍ・Ａ
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第２６０号
島根県浜田市長沢町1540番地
破産者　浜田生コンクリート株式会社
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４号
高知市朝倉丙358番地12
破産者　株式会社ＡＵＮセレモニー
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第８５号
秋田県由利本荘市中館字中屋334番地
破産者　齊藤　芳幸
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第１１０号
新潟市中央区万代５丁目５番12号　宮浦市営住宅182号
破産者　千葉　元弘
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８０号
新潟県新潟市北区太田甲5861番地　市営住宅第１号棟302号
破産者　高橋　和明
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５３号
金沢市泉が丘２丁目８番12号
破産者　相川　国夫
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６７２号
金沢市田上本町86街区８番地、従前の住所金沢市中央通町17番１号
破産者　宮川　隆之
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１８８号
長野県佐久市内山4487番地３
破産者　上原　俊之
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部